

東京都台東区①

1. 事業内容

担当課等	産業振興課企業・人材育成担当 TEL : 03-5246-1136 FAX : 03-5246-1139
助成事業名	知的所有権取得支援事業

2. 助成事業の内容

助成対象者	・台東区内に本店所在地（法人）、事業所（個人事業者）があり、かつ区内に営業の本拠を有する中小企業
助成内容	・対象となる知的所有権は特許権、実用新案権、意匠権、商標権 ・助成対象経費は助成金の申請日以降、2013年3月31日までに支出する経費で次の科目に該当するものです。 （出願料）特許等の出願料 （登録料）初期登録にかかわる商標登録等の登録料 （特許料）初3年分の特許料 （審査請求料）特許の審査請求料 （謝金）弁理士に対する謝金 ・以下の経費については対象外となります。 ➢ 消費税 ➢ 登録料の更新登録申請料 ➢ 4年目以降の特許料 ➢ 特許庁より審査請求料、特許料の減免を受けている場合 ➢ 特許出願を審査開始前に取下げまたは放棄し、審査請求料の返還を求める場合 ➢ 助成金の申請日以前に支出した経費
助成期間	・会計年度内
助成金額、補助率	・助成限度額は10万円。助成率は対象経費の1/2以内。
産業財産権の帰属	・申請事業者

3. 応募手続き・申請

募集時期、期間	・通年募集（先着順。予算満了時点で募集終了。）
審査（選考）方法	・申請前に窓口でヒアリングを実施。書類審査の上、問題がなければ交付決定
申請に係わる必要書類等	(1)所定申請用紙（助成金交付申請書・事業計画書）（区にご請求ください） (2)会社の概要がわかるもの (3)登記簿謄本（台東区に登記されているもの）の写し、個人事業者の場合は開業届の写し (4)知的所有権を取得するために特許庁へ提出した書類等の写し （注意）・助成金の申請は経費を支払う前に行ってください。 【申請にあたっての留意点】 ・申請は、必ず事前に電話で予約のうえ、産業振興課までご持参下さい。（郵送での受付は行っていません。）なお、申請受付時には、申請事業の内容について詳しくお聞きしますので、説明の出来る方がお越し下さい。 ・国や都など、他機関が実施している同種の助成事業と重複して申請することはできません。
支払い方法等	・事業の実績報告書提出後振込

4. 実績・資料等

採択件数、金額	非公開
応募件数	非公開
事業予算規模	非公開
パンフ等の有無	非公開

5. 採択に伴う義務

採択に伴う義務等	・事業の実績報告書の提出
----------	--------------

6. 今後の計画・予定等

計画・予定等	非公開
--------	-----